

預金共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。不渡となった証券類は、当該受入れの記載を取消したうえで、または証書と引換えに当店で返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

本規定集にある預金・定期積金（以下「預金等」といいます）取引は、第3条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第4項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金等口座の開設をおことわりするものとします。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金に満期日がある場合は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を自動解約入金方法以外で解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。
- (3) この預金の一部の金額を解約または書替継続するときも同様とします。
- (4) 各規定によるほか、次の各号の一にでも該当し、預金・定期積金契約者（以下「預金者等」といいます）との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または預金者等に通知することによりこの預金等を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた障害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に生じた損害については、その損害額をお支払いいただきます。
 - ① 預金者等が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者等が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等という。）に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合
 - A 暴力団員等が経営をしていると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし

ていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者等が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一にでも該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

F その他前各号に準ずる行為

4. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1) 通帳または証書や印章を失ったとき、または、印章・名称・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 通帳または証書、印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3) 通帳・証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

5. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第1項および第2項と同様に当店に届出てください。

(4) 第1項から第3項までの届出事項に取消しまたは変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。

(5) 第1項から第4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意

をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について次条により補てんを請求することができます。

7. (盗難証書・通帳による支払等)

(1) 個人のこの預金の取引において、盗取された証書または通帳を用いて行われた不正な支払い（以下、本条において「当該支払い」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 証書・通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該支払いが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該支払いが行われたことについて、当組合が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、証書または通帳が盗取された日（証書・通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書または通帳を用いて行われた不正な預金支払いが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。

- ① 当該支払いが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該支払いが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項に

ついて偽りの説明を行ったこと

② 証書または通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ
またはこれに付随して行われたこと

(5) 当組合が当該預金について預金者に支払いを行っている場合には、この支払い
を行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはで
きません。また、預金者が、当該支払いを受けた者から損害賠償または不当利得
返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当組合が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った
金額の限度において、当該預金にかかる支払請求権は消滅します。

(7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを
行った金額の限度において、盗取された証書または通帳により不正な支払いを受
けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得
請求権を取得するものとします。

8. (譲渡・質入の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通
帳または証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは
第三者に利用させることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾す
る場合には、当組合所定の書式により行います。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日前であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生
じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額
について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金
に、預金者の当組合に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当組合に
対する債務で預金者が保証人となっているものを担保とするために質権等の担
保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充
当の順序方法を指定のうえ、預金証書または払戻請求書に届出の印章により記名
押印して、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される
債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務
である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充
当します。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、
当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指

定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当組合の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。また、変動金利定期預金の場合は、利率変動の際に店頭に表示されていない場合には最後に表示された利率を適用するものとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息の差額を清算するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払は当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (証書の効力)

この預金が満期日に自動的に解約され元利金が指定口座へ入金された後は、証書は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

12. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

13. (取引の制限等)

(1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の

内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

以上